



鳥取県公報

平成 18 年 10 月 6 日 (金)
第 7 8 2 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (716) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (717) (〃) 2
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (718) (〃) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (719) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (720) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (721) (八頭総合事務所農林局) 4
	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (722) (景観まちづくり課) 4
	土地改良事業の工事の完了 (723) (耕地課) 5
	保安林の指定予定 (724) (森林保全課) 5
	保安林の指定の解除 (725) (〃) 6
	保安林の指定の解除予定 (726) (〃) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (管財課) 6
◇ 正 誤	平成 18 年 9 月 29 日付鳥取県告示第 710 号中訂正 11

告 示

鳥取県告示第716号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
えがお株式会社 代表取締役 小柴 千鶴	鳥取市南吉方一丁目 2-2	えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目 2-2	訪問介護	平成 18 年 10 月 1 日
特定非営利活動法人因幡万笑の会 理事長 西村 俊二	鳥取市南安長一丁目 10-9	NPO 法人因幡万笑の会スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目 10-9	〃	〃

鳥取県告示第717号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取いなば農業共同組合 代表理事組合長 中島 建	鳥取市湖山町東五丁目 261	J A 鳥取いなば福祉センター	鳥取市湖山町東五丁目 261	訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与	平成 18 年 8 月 1 日

鳥取県告示第 718 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 中島 建	鳥取市湖山町東五丁目261	J A 鳥取いなば福祉センター	鳥取市湖山町東五丁目261	平成 18 年 8 月 1 日
鳥取市 鳥取市長 竹内 功	鳥取市尚徳町 116	鳥取市立病院	鳥取市的場町一丁目 1	平成 18 年 9 月 1 日
株式会社吉田一陽堂 薬局 代表取締役 吉田 健	鳥取市戎町 413	吉田一陽堂指定居宅介護支援事業所	鳥取市栄町 708	〃

鳥取県告示第719号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
えがお株式会社 代表取締役 小柴 千鶴	鳥取市南吉方一丁目2-2	えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目2-2	介護予防訪問介護	平成 18 年 10 月 1 日
特定非営利活動法人因幡万笑の会 理事長 西村 俊二	鳥取市南安長一丁目10-9	NPO法人因幡万笑の会スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	〃	〃

鳥取県告示第720号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取いなば農業共同組合 代表理事組合 長 中島 建	鳥取市湖山町東 五丁目 261	J A 鳥取いなば福祉センター	鳥取市湖山町東 五丁目 261	介護予防訪問 介護、介護予防 訪問入浴介護、 介護予防福祉 用具貸与	平成 18 年 8 月 1 日

鳥取県告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

退任した役員の氏名及び住所

理事 國 政 隆 昭 八頭郡智頭町大字西字塚 262
 " 林 田 恒 一 八頭郡智頭町大字穂見 86
 " 森 次 孝 八頭郡智頭町大字大屋 16
 " 谷 口 雅 人 八頭郡智頭町大字大背 1018
 " 浮 田 博 司 八頭郡智頭町大字三吉 255
 監事 大 呂 辰 夫 八頭郡智頭町大字慶所 193-2
 " 安 住 博 幸 八頭郡智頭町大字奥西 194
 平成 18 年 7 月 27 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 林 田 恒 一 八頭郡智頭町大字穂見 86
 " 谷 口 雅 人 八頭郡智頭町大字大背 1018
 " 國 政 隆 昭 八頭郡智頭町大字西字塚 262
 " 森 次 孝 八頭郡智頭町大字大屋 16
 " 浮 田 博 司 八頭郡智頭町大字三吉 255
 監事 竹 下 善 一 郎 八頭郡智頭町大字奥本 13
 " 大 呂 辰 夫 八頭郡智頭町大字慶所 193-2
 平成 18 年 7 月 28 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路 8・7・1号倉吉駅南北線
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第723号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第5工区）	平成14年7月31日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第6工区）	”
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第9工区）	”
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第17工区）	平成18年3月27日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第19工区）	”

鳥取県告示第724号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町小竹字縄手ノ下タ612の1から612の3まで、字下家ノ上1159の1、1159の2、1160、1162の1、1162の2、1163の2、1165の1から1165の5まで、字上宮尾平ラ1179
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年10月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町山口字良源寺 1945 の 25 から 1945 の 27 まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第726号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市国府町清水字大田624の1・626（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
水道事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年10月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容**(1) 調達件名及び数量**

鳥取県庁舎で使用する県内通話サービス及び携帯電話への通話サービスの供給

年間使用予定通話時間	市内通話	2,016,000分
	市外通話（鳥取県内に限る。）	1,168,000分
	携帯電話への通話	137,000分

※ 年間使用予定通話時間は、鳥取県庁舎で平成17年度に支払った各月の割引前通話料金を、市内通話に

については3分当たり8.5円、市外通話については1分当たり10.0円、携帯電話への通話については1分当たり30.0円で除して換算したものである。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成19年1月1日から同年12月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記入方法等

入札書には、入札説明書に記載する方法に従って算出した通話種別ごとの割引後の年間通話料金の合計金額を記載すること。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

おって、7に示すとおり、本件調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務・その他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年10月26日（木）午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局物品調達室に提出すること。

(3) 平成18年10月6日（金）から同年11月9日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による総務大臣の登録を受けている者であること。

(5) 災害時に優先的に通話が可能な電話（災害優先電話）を確保できる者であること。

(6) 1の(3)の供給期間中、確実に安定した通話サービスの供給ができる者であること。

(7) 次に示す通話種別毎の通話料金単価を上回らない料金単価（割引後の金額とする。）を提示できる者であること。

市内通話	3分当たり	7.225円
------	-------	--------

市外通話（鳥取県内に限る。）	1分当たり	6.0円
----------------	-------	------

携帯電話への通話	1分当たり	18.0円
----------	-------	-------

なお、上記の金額に消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課電気係

電話 0857-26-7773

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成18年10月6日(金)から同月16日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所へ請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年11月9日(木)午後3時(郵便等による入札書の受領期限は、同月8日(水)午後5時必着)
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年11月1日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)に定める落札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年4月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)に定める落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

なお、契約は入札説明書に示すところにより提出された内訳計算書に記載された通話種別ごとの通話料金単価と割引率とする。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県庁舎で使用する I P 電話サービスの供給

V o I P ゲートウェイ 一式

年間使用予定通話時間 市外通話（鳥取県外に限る。） 110,900分

国際通話 15,300分

※ 年間使用予定通話時間は、平成18年1月から同年8月までの間に、鳥取県庁舎から I P 電話を使用して通話した際の当該通話時間を基に算出したものである。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成19年1月1日から同年12月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記入方法等

入札書には、入札説明書に記載する方法に従って計算した初期導入費用、月額固定料金及び通話料金の年間の合計金額を記載すること。

なお、入札金額は消費税及び地方消費税を考慮した金額を記載することとし、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額も明記すること。

おつて、7に示すとおり、本件調達は単価契約を含む契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務・その他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年10月26日（木）午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局物品調達室に提出すること。

- (3) 平成18年10月6日(金)から同年11月9日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による総務大臣の登録を受けている者であって、IP電話(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号及び第10条第2号の規定により番号が割り当てられたものに限る。)を運営する者であること。
- (5) 1の(3)の供給期間中、確実に安定したサービスの供給ができる者であること。
- (6) 通話明細データ(通話相手、発信日時、通話時間、通話料金等)を電子データで提出できる者であること。ただし、電子データはエクセルで処理できる形式のものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課電気係

電話 0857-26-7773

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成18年10月6日(金)から同月16日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所へ請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年11月9日(木)午後2時(郵便等による入札書の受領期限は、同月8日(水)午後5時必着)

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年11月1日(水)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年4月30日付発出第36号)

第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

なお、契約は入札説明書に示すところにより提出された内訳計算書に記載された初期導入費用、月額固定料金及び通話種別ごとの通話料金単価とする。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成18年9月29日付鳥取県告示第710号（保安林の指定の解除について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 12

行 上から14

誤 第26条の2第1項

正 第26条の2第2項